捐賠事件 | 「三井造船石綿捐賠 事件 | などの裁判の進行につい て解説をしていただいた。また、 韓国・源進労働環境健康研究所 のイム・サンヒョクさん所長から「韓 国の労働災害の現在と研究所| の紹介もしてもらった。

その後、振動病の行政訴訟の 動きに関して、高知の勤労クリニッ ク・近藤真一医師より報告があり、 主治医の診断書、意見書に対す る監督署の医員のチェック体制、 また審査制度の在り方について 問題があり、鑑別診断では問診 の必要性・職場・現場の情報が大 事であるとされた。

被ばく労働に関して全国セン ターとして厚労省交渉を行って きた経緯を踏まえ「原発被ばく 労働者支援局 | を立ち上げるこ とが確認された。福島における 原発爆発事故の事故処理という、 劣悪な労働環境、徐々に悪化し



ている労働条件下で働く原発労 働者の労働環境・健康管理・労災 補償等について、地域ユニオン・ 学者・マスコミ等のネットワークを形 成し、今後は正確な情報の収集と 開示、学習等の運動に関与して 行くこととなる。また、例年行われ ている全国一斉ホットラインは、本 年度はテーマを決めず、大事な 事例があれば緊急に、足並 【Ⅱ】 みを揃えて行うこととした。

発表数字は、いまだに補償されて いない被害者が多数存在するこ とを示している。2011年度労災 認定者数は、肺がん362名、中皮 腫522名、石綿肺65名、良性石 綿胸水41名、びまん性胸膜肥厚 47名となっており、合計で1.037名 である。救済法による認定者数 は、肺がん23名、中皮腫10名、石 綿肺5名となっており、合計で38 名であった。

今年から、肺がんと中皮種など だけでなく、石綿肺についても公 表されることになった。しかし、労 災認定されているのは一部で、多 くの石綿肺・じん肺は、別の呼吸 器疾患とされがちである。

また、厚労省の発表数字から は、石綿肺がんについては補償 されていない被害者が多数存 在することが浮かび上がってい る。世界の医学界では、石綿肺 がんの患者数は中皮腫の患者 数の2倍というのが共通した考え 方となっている。ここ数年の労災 認定件数をみると、中皮腫と肺が んの認定者数はほぼ同数で推 移し、この3年間は肺がんの認定 者数が中皮腫の認定者数よりも

事業場名公表でホットライン

全国5か所●2日間で186件の相談

2012年11月28日、厚生労働省 は2011年度に石綿による労災認 定を受けた労働者が所属してい た事業場名等を公表した。2005 年のクボタ・ショックの直後に第1 回目の公表を行い、その後も全国 センターや患者と家族の会の強 い要望により毎年公表されるよう になった。

今回の分を含め、これまでで延

べ7.555事業場が公表されたこと となる。今回公表されたのは936 事業場で、そのうち新規に公表さ れた事業場は427であった。事 業所名や作業状況をみると、い かに多くの業種で石綿が使用さ れてきたかがわかる。

2005年6月のクボタ・ショック前と 比較すれば、今日の労災認定状 況は改善しているものの、厚労省 少なくなっている。2011年度の認 定者数をみると、本来救済される べき石綿肺がんの被害者のうち、 補償を受けている方は、わずか3 分1ということがかる。

中皮腫・じん肺・アスベストセンターと全国安全センター、そしてアスベスト疾患・患者と家族の会は、厚労省の事業場名の公表に合わせ、アスベスト被害ホットラインを全国5か所で開設した。相談件数は全国で186件、内訳は北海道20件、東京62件、名古屋34件、大阪65件、四国5件という結果である。

当センターは関西センターと一緒に、西日本全域(四国を除く)からの相談に対応した。西日本新

聞と南日本新聞がホットラインの 取り組みを紹介したこともあり、福 岡・鹿児島を中心に九州からの相 談が多かったことが特徴である。

また、石綿工場で働き、その敷地内で暮らした一家から「父・長男・次男・長女の夫が死亡。 長女もプラークがある」との驚く相談も寄せられた。 現在、寄せられた相談は、各センターで連携を取りながら、救済に向けた対応を始めている。 泣き寝入りや被害隠しをさせないため、そして埋もれている石綿肺がんの救済に向け、引き続き相談体制を強める必要がある。

(ひょうご労働安全衛生センター)

で鶴見労基署が労災不支給決定をした。

港湾労働者の腰痛について は、「業務上腰痛の認定基準等 について | (昭和51年10月16日 基発第750号)に基づき、重量物 を取扱い、腰部に過度の負担の かかる作業とされてきた。しかし 近年のコンテナ化を背景に、「加 齢による骨変化の程度を明らか に超えるもの | かどうかという医 学的診断のみで業務上外を判 断する傾向が顕著になってい る。腰部に過度の負担のかか る作業を、それによる骨変化か どうかの医学的診断を切り離し て業務上外を判断することは、 腰痛の認定基準の解釈としても 妥当であるとは言えない。

また、地方労災医員は、労災 医員規定によると 「 労働者の負 傷、疾病等に係る診断、治療等 に関し学識経験を有する医師 | というが、先の医員は地方労災 医員名簿に2009年4月より掲載 されており、経験が浅いことがわ かった。しかも鶴見労基署では、 10年以上前に港湾労働者の腰 痛認定が1件あっただけで、取り 扱い経験がほとんどないこともわ かった。港湾労働について専 門知識も経験もない地方労災 医員に意見書を依頼した鶴見 労基署の対応も不適切である。 センターは、狩野さんとともに労 災保険審査官と交渉し、港湾労 働に専門的知識を有する地方 労災医員に意見を求めるよう要 請した。

一方、狩野さんは、当初通院 していた病院の主治医に、港湾

港湾労働者の腰痛逆転認定

神奈川●「加齢による骨変化」で不支給

2012年9月24日、労災不支給 を不服として審査請求していた 狩野悦彦さんの腰痛に対し、神 奈川労働局労災保険審査官 は、不支給処分を取り消す旨を 決定した。

狩野さんは、湘南企業㈱(港湾荷役取扱業)に1968年3月に入社。2011年8月に退社するまで、山下埠頭や大黒埠頭等で約40年にわたり港湾荷役作業に従事した。2002年8月に息ができないくらい腰と背中が痛くなり3か月入院した。 会社から健康保険でかかるよう言われたた

め労災請求せず、その後も腰の 痛みは続いたが、健康保険で通 院治療を続けた。

2011年7月、港町診療所への 転医をきっかけに、鶴見労働基 準監督署に労災請求した。港 町診療所の大脇医師は、「加齢 による変形の程度を明らかに超 える」と診断したが、当初通院し ていた病院の主治医は「明ら かな加齢性の骨変化」と判断。 鶴見労基署が依頼した地方労 災医員も「通常の加齢による骨 変化の程度を超える状態ではな い」と判断し、2012年3月21日付